

ご留意事項

- 本サービスは、初めてファンドラップを契約された75歳以上(ご契約日時点)の個人のお客さまに適用されます。
- 本サービスの適用は、お一人さま1回とさせていただきます。
- 初年度の決算日が到来する前にファンドラップを全部解約された場合(相続時の全部解約を含みます。)や、キャッシュバックの際に証券総合口座の解約手続きをされている場合は、キャッシュバックの対象となりません。
- キャッシュバック金額は、運用開始日から初年度の決算日までの投資一任契約に関する報酬(手数料)のうち50%相当額(税込み)とし、初年度の決算日の翌月末頃にお客さまの証券総合口座へ入金いたします。
- 次のお客さまは、本サービスの対象となりません。
 - ・一部の金融商品仲介のお客さま
 - ・みずほ証券ならびに当社子会社・関係会社の役員・社員およびその家族
- 本サービスは、予告なしに変更または中止される場合があります。
- 当社が実施する他のサービス・キャンペーンと重複してご利用いただけない場合があります。

ファンドラップの費用・リスクについて

- 当社が取り扱うファンドラップでは、投資一任契約に関する報酬(手数料)と投資対象ファンドの運用管理費用(信託報酬)等をご負担いただきます。
- ファンドラップの投資一任契約に関する報酬(手数料)は、基本報酬として運用財産評価額に対し最大1.43%(税込み・年率)の額となります。
なお、ファンドラップは運用コースごとに複数の投資一任契約の締結が可能であり、その場合にご負担いただく報酬(手数料)は投資一任契約ごとに計算されます。運用財産の時価評価額全体に対して報酬率を乗じるものではありませんので、ご留意ください。
- ファンドラップの投資対象ファンドでは、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料等を間接的にご負担いただきます。投資対象ファンドの配分比率は、運用状況等に応じて変動するため、お客さまに実質的にご負担いただく金額の上限額や合計額等を表示することができません。
- ファンドラップは、投資対象ファンドを組み合わせて運用するサービスとなっているため、組み合わせた投資対象ファンドのリスクが内包されています。投資対象ファンドは、値動きのある有価証券等へ実質的に投資を行うため、投資対象ファンドの基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではありません。
- ご契約にあたっては、契約締結前交付書面等をよくお読みください。

商号等:みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号

加入協会:日本証券業協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お問い合わせはお取引店またはコールセンターへ

コールセンター  0120-324-390

営業時間(平日8:00~19:00/土曜日9:00~17:00)



75歳以上のお客さま限定

みずほ証券ファンドラップ キャッシュバックサービス

Fund Wrap
cashback service

初めてのファンドラップご契約で

初年度の報酬(手数料)の
**50%相当額を
キャッシュバック**

キャッシュバックサービスの概要

対象となる
お客さま

初めてファンドラップを契約された
75歳以上の個人のお客さま

※本サービスの適用は、お一人さま1回とさせていただきます。

特典内容

初年度の報酬(手数料)のうち50%相当額を
キャッシュバックいたします。

初年度の報酬(手数料): 運用開始日から初年度の決算日までの投資一任契約に
関する報酬(手数料)

キャッシュバック時期のイメージ

初年度の決算日の翌月末頃に、
お客様の証券総合口座へ入金いたします。

ご契約日	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
初年度の決算日	12月末	翌3月末	翌6月末	翌9月末
キャッシュバック 時期	翌1月末頃	翌4月末頃	翌7月末頃	翌10月末頃

例: ご契約日が1月～3月の場合



初年度(計算期間①～④)に係る報酬(手数料)のうち50%相当額をキャッシュバック

※初年度の決算日前に全部解約された場合(相続時の全部解約を含みます)はキャッシュバックの対象となりません。

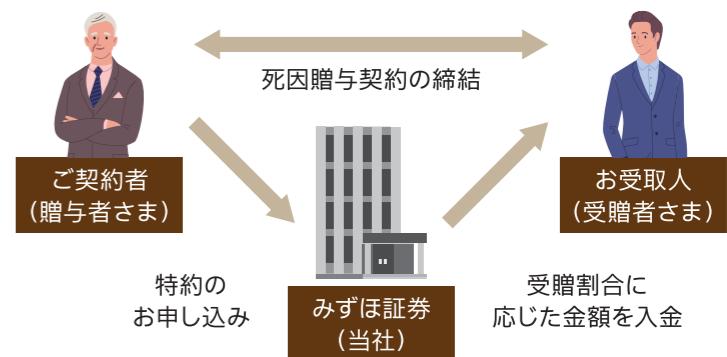
相続時受取人指定特約 ~大切な資産を残すために~

※本特約は、ファンドラップのご契約とは別にお申し込みいただく必要があります。

1

ファンドラップの運用財産を指定した受贈者さまに残せます。

受贈者さまは、ご契約者さま(贈与者さま)の推定相続人で国内居住の成年の方が対象となります。また、受贈者さまの人数に制限はありません。



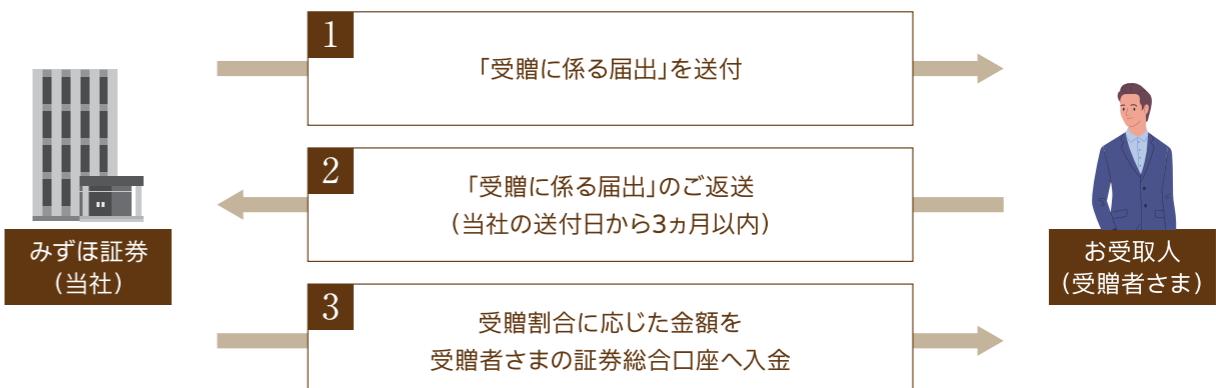
2

万一の際、簡易な手続きで現金を受け取ることができます。

ご契約者さま(贈与者さま)がお亡くなりになった際、みずほ証券のファンドラップの運用財産を換金し、死因贈与契約に基づき、あらかじめ指定された受贈者さまの当社証券総合口座へ入金します。

対象資産	相続発生時の取り扱い	ポイント
株式・投資信託等	運用が継続されます	原則、銘柄ごとの手続きが必要です
ファンドラップ	運用終了となり現金化されます	銘柄ごとの手続きは必要ありません

受贈時の手続き



※ お申し込みに必要な書類やその他詳細につきましては、お取引店の担当者までお問い合わせください。

※ 法務上、税務上のお取り扱いについては、弁護士や税理士等の専門家へご相談ください。